

令和 8 年 6 月 30 日 公告

「中央体育館天井改修その他電気設備工事－ 3 」「中央体育館天井改修その他機械設備工事－ 3 」

入札説明書の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認下さい。

正誤表

訂正箇所	誤	正
PDF13 ページ 16（1）落札決定日（予定）	令和 8 年 9 月 25 日（金）	令和 8 年 9 月 29 日（火）

時 30 分までに自己採点についての根拠資料の提出すること。審査は次のとおり取り扱う。

- ・ 自己採点が過大である場合には正しい点数に修正したものを評価点とする。
- ・ 自己採点が過小である場合には自己採点を評価点とする。（本来の点数が高くても修正しない。）
- ・ 自己採点が空欄となっている評価項目は 0 点として採点する。

(5) 評価結果に対する評価理由の説明請求

評価結果公表時において、落札とならなかった者は、落札としなかった理由の説明を求めることができる。

ア 申立て先

2 (1) の担当まで提出

イ 申立て期間

評価結果公表の翌日から起算して 14 日以内（土日祝日を除く）。

ウ 申立て方法

郵送によるものとし、評価結果公表の翌日から起算して 14 日以内必着とする。

16 落札者の決定

(1) 落札決定日（予定） 令和 8 年 9 月 25 日（金）

※ 予定価格に対する質問がなかったときは評価結果公表の翌日から起算して 5 日後

(2) 評価順位が最も高い者を審査した結果、次のア、イを満たし評価値に変動がない場合、その者を落札者とする。なお、自己採点に誤りがあり評価値に修正がある場合においても、順位が変動しない場合はその者を落札者とする。

順位が変動する場合はその者を落札者とせず、新たに評価値が最も高くなった者の審査を行う。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある

イ 評価値が、次の式によって算出する基準評価値を下回っていない

$$\text{基準評価値} = [\text{標準点} / \text{予定価格}] \times 100,000,000$$

(3) 評価順位の最も高い者の入札が、調査基準価格を下回る入札である場合には、「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」による低入札価格調査を行う。

17 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請締切日時までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(2) 入札参加資格審査申請時から開札時までの間において、次のいずれかに該当する場合

ア 建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けた場合

イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当した者

オ 直近の経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過した場合

カ 経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均

時 30 分までに自己採点についての根拠資料の提出すること。審査は次のとおり取り扱う。

- ・自己採点が過大である場合には正しい点数に修正したものを評価点とする。
- ・自己採点が過小である場合には自己採点を評価点とする。（本来の点数が高くても修正しない。）
- ・自己採点が空欄となっている評価項目は 0 点として採点する。

(5) 評価結果に対する評価理由の説明請求

評価結果公表時において、落札とならなかった者は、落札としなかった理由の説明を求めることができる。

ア 申立て先

2 (1) の担当まで提出

イ 申立て期間

評価結果公表の翌日から起算して 14 日以内（土日祝日を除く）。

ウ 申立て方法

郵送によるものとし、評価結果公表の翌日から起算して 14 日以内必着とする。

16 落札者の決定

(1) 落札決定日（予定） 令和 8 年 9 月 29 日（火）

※予定価格に対する質問がなかったときは評価結果公表の翌日から起算して 5 日後

- (2) 評価順位が最も高い者を審査した結果、次のア、イを満たし評価値に変動がない場合、その者を落札者とする。なお、自己採点に誤りがあり評価値に修正がある場合においても、順位が変動しない場合はその者を落札者とする。

順位が変動する場合はその者を落札者とせず、新たに評価値が最も高くなった者の審査を行う。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある

イ 評価値が、次の式によって算出する基準評価値を下回っていない

$$\text{基準評価値} = [\text{標準点} / \text{予定価格}] \times 100,000,000$$

- (3) 評価順位の最も高い者の入札が、調査基準価格を下回る入札である場合には、「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」による低入札価格調査を行う。

17 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請締切日時までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

- (2) 入札参加資格審査申請時から開札時までの間において、次のいずれかに該当する場合

ア 建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けた場合

イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当した者

オ 直近の経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過した場合

カ 経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均

(4) 自己採点の根拠資料の審査

評価順位が最も高い者は、自己採点についての審査を行うので評価値を公開した翌開庁日の午後 5 時 30 分までに自己採点についての根拠資料の提出すること。審査は次のとおり取り扱う。

- ・自己採点が過大である場合には正しい点数に修正したものを評価点とする。
- ・自己採点が過小である場合には自己採点を評価点とする。(本来の点数が高くても修正しない。)
- ・自己採点が空欄となっている評価項目は 0 点として採点する。

(5) 評価結果に対する評価理由の説明請求

評価結果公表時において、落札とならなかった者は、落札としなかった理由の説明を求めることができる。

ア 申立て先

2 (1) の担当まで提出

イ 申立て期間

評価結果公表の翌日から起算して 14 日以内 (土日祝日を除く)。

ウ 申立て方法

郵送によるものとし、評価結果公表の翌日から起算して 14 日以内必着とする。

16 落札者の決定

(1) 落札決定日 (予定) 令和 8 年 9 月 25 日 (金)

※予定価格に対する質問がなかったときは評価結果公表の翌日から起算して 5 日後

(2) 評価順位が最も高い者を審査した結果、次のア、イを満たし評価値に変動がない場合、その者を落札者とする。なお、自己採点に誤りがあり評価値に修正がある場合においても、順位が変動しない場合はその者を落札者とする。

順位が変動する場合はその者を落札者とせず、新たに評価値が最も高くなった者の審査を行う。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある

イ 評価値が、次の式によって算出する基準評価値を下回っていない

$$\text{基準評価値} = [\text{標準点} / \text{予定価格}] \times 100,000,000$$

(3) 評価順位の最も高い者の入札が、調査基準価格を下回る入札である場合には、「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」による低入札価格調査を行う。

17 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請締切日時までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(2) 入札参加資格審査申請時から開札時までの間において、次のいずれかに該当する場合

ア 建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分 (大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。) を受けた場合

イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

(4) 自己採点の根拠資料の審査

評価順位が最も高い者は、自己採点についての審査を行うので評価値を公開した翌開庁日の午後 5 時 30 分までに自己採点についての根拠資料の提出すること。審査は次のとおり取り扱う。

- ・自己採点が過大である場合には正しい点数に修正したものを評価点とする。
- ・自己採点が過小である場合には自己採点を評価点とする。（本来の点数が高くても修正しない。）
- ・自己採点が空欄となっている評価項目は 0 点として採点する。

(5) 評価結果に対する評価理由の説明請求

評価結果公表時において、落札とならなかった者は、落札としなかった理由の説明を求めることができる。

ア 申立て先

2 (1) の担当まで提出

イ 申立て期間

評価結果公表の翌日から起算して 14 日以内（土日祝日を除く）。

ウ 申立て方法

郵送によるものとし、評価結果公表の翌日から起算して 14 日以内必着とする。

16 落札者の決定

(1) 落札決定日（予定） 令和 8 年 9 月 29 日（火）

※予定価格に対する質問がなかったときは評価結果公表の翌日から起算して 5 日後

(2) 評価順位が最も高い者を審査した結果、次のア、イを満たし評価値に変動がない場合、その者を落札者とする。なお、自己採点に誤りがあり評価値に修正がある場合においても、順位が変動しない場合はその者を落札者とする。

順位が変動する場合はその者を落札者とせず、新たに評価値が最も高くなった者の審査を行う。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある

イ 評価値が、次の式によって算出する基準評価値を下回っていない

$$\text{基準評価値} = [\text{標準点} / \text{予定価格}] \times 100,000,000$$

(3) 評価順位の最も高い者の入札が、調査基準価格を下回る入札である場合には、「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」による低入札価格調査を行う。

17 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請締切日時までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(2) 入札参加資格審査申請時から開札時までの間において、次のいずれかに該当する場合

ア 建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けた場合

イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合